

小千谷市と株式会社 AlbaLink との空き家等の利活用に関する連携協定書

小千谷市（以下「甲」という。）、株式会社 AlbaLink（以下「乙」という。）とは、空き家等の利活用について、お互いに連携して取り組むこととし、以下のとおり空き家等の利活用に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は互いに連携し、空き家の有効活用と流通促進を図り、地域活性化及び移住・定住促進、空き家増加の抑制を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）空き家の流通に関すること。
- （2）空き家の利活用に関すること。
- （3）空き家所有者への啓発・相談に関すること。
- （4）その他、第1条の目的を達成するために必要と認められること。

（信義誠実の原則）

第3条 本協定は、対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲及び乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 本協定に基づき知り得た個人情報は、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合についてはこの限りではない。なお、この義務は、本協定終了後も存続するものとする。

- （1）本人の書面による事前の同意があるとき
- （2）法令が許容又は義務付けるとき
- （3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき
- （4）公的機関からの情報提供依頼があるとき

（損害賠償）

第5条 本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対しこれを直接損害に限り、賠償の責任を負う。ただし、間接損害、結果損害の場合、この限りではない。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかから書面による特段の申し出がなければ、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲又は乙のいずれかから、本協定の変更又は解除の申し出があったときは、協議のうえ、甲及び乙の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力排除の表明）

第8条 甲及び乙は、自己または第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し確約する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- （2）反社会的勢力を利用しないこと。
- （3）反社会的勢力に対して資金や便宜の供与を行わないこと。
- （4）反社会的勢力と一切の関係を有しないこと。
- （5）甲又は乙が前項に違反した場合、相手方は何らの通知または催告を要せず、直ちに本協定を解除することができるものとする。この場合、相手方に生じた損害については、当該違反当事者が全額賠償するものとする。
- （6）前条に基づく協定の解除により、当事者が相手方に対して債務を負う場合、その債務は直ちに期限の利益を喪失し、一括して弁済するものとする。

（疑義等の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（裁判管轄）

第10条 本協定及び個別契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所長岡支部を第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙のそれぞれが署名の上、各自1通を保有する。

令和7年2月12日

（甲） 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市
小千谷市長

宮崎悦男

（乙） 東京都江東区木場二丁目17番16号
BESIDE KIBA 3階
株式会社 AlbaLink
代表取締役

河田寛二